

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	22 件

愛知国民年金 事案 2436 (事案 1206 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から40年3月まで
② 昭和52年4月から同年12月まで
③ 昭和54年1月から同年12月まで
④ 昭和57年1月から同年12月まで
⑤ 昭和58年4月から59年12月まで
⑥ 昭和61年1月から62年9月まで

所持している昭和38年の確定申告書に国民年金保険料を納付した記載があり、この確定申告書は当初の申立てにおいて提出していなかったと思ったので、当初の申立期間①の始期を39年4月から38年3月に変更して申立てを行ったものである。同様に58年4月から59年3月までの期間は申請免除とされている期間であるが、免除申請した記憶は無く、夫婦二人の保険料の納付を行っていた妻が保険料を納付していたはずなので新たに申立期間に加えた。このほかの申立期間は、当初の申立てにおいて認められなかった期間であり、これら期間の確定申告書は、当初の申立て時に提出したものであるが、再度調査して、申立期間の保険料納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 当初の申立てに係る申立期間 (①昭和39年4月から40年3月まで、②52年4月から58年3月まで、③59年4月から62年9月まで、④平成元年9月、⑤2年7月から同年9月まで、⑥4年6月から6年5月まで) のうち、昭和53年、55年、56年、58年及び60年については、申立人が所持している確定申告書に記載された保険料額とこれら期間の保険料額とが一致していることから、妻が保険料を納付したと考えても不自然ではない一方、i) 平成元年9月については、確定申告書を所持していないこと、ii) 昭和39年度、52年、54年、57年及び59年については、確定申告書に保険料額の

記載が無いこと、又は記載された保険料額がこれら期間の保険料額と一致しないこと、iii) 昭和61年、62年4月から同年9月までの期間、平成2年7月から同年9月までの期間、4年6月から同年12月までの期間、5年、6年4月及び同年5月までの期間については、税理士から確定申告書の記載が適正なものであるとの明確な証言が得られないことなどから、妻がこれら期間の申立人の保険料を納付したと推認することはできないとして、既に当委員会の決定に基づく21年3月11日付け、申立期間のうち、昭和53年1月から同年12月までの期間、55年1月から56年12月までの期間、58年1月から同年3月までの期間、及び60年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であるとする通知が行われている。

今回新たに申立てのあった、申立期間①のうち昭和38年3月から39年3月までの期間については、資格取得日（同年4月1日）以前の期間となることから、国民年金に未加入となり、国民年金保険料は納付できなかったものとみられる上、38年及び39年の確定申告書に記載された保険料額は当時の保険料額とは一致しないこと、申立期間⑤のうち59年1月から同年3月までの期間についても、同年の確定申告書に記載された保険料額は同年の保険料額とは一致しないこと、申立期間①のうち39年4月から40年3月までの期間、申立期間②、③、④、申立期間⑤のうち59年4月から同年12月までの期間及び申立期間⑥については、当初の申立期間と同じであり、これら期間の保険料納付があったことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、妻がこれら期間の申立人の保険料を納付したと推認することはできない。

- 2 一方、当初の決定後に、申立人から申立期間を変更し、これら期間に係る資料として提出された確定申告書は当初の申立てにおいて提出されたものであり、新たな資料ではないものの、今回新たに申し立てられた申立期間⑤のうち昭和58年4月から同年12月までの期間の直前の同年1月から同年3月までの期間については、前述のとおり、同年の確定申告書に記載された保険料額と同年の保険料額が一致していることから、当初の申立てにおいて当該期間の保険料を納付していたものと認められ、納付記録が訂正されている。このため、申立期間⑤のうち、同年4月から同年12月までの期間については、同年の確定申告書に記載された保険料額と同年の保険料額が一致していることから、妻が国民年金保険料を納付したのと考えても不自然ではない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年5月から47年5月まで
② 昭和48年4月から50年3月まで

私は、昭和37年5月ごろにA市（現在は、B市）で国民年金に加入した。どこで加入手続きを行い、国民年金手帳をどのように受け取ったか記憶に無いが、加入後の国民年金保険料はA市からC市（現在は、B市）に転居する39年4月までは家主を通じて納付し、それ以降は郵便局で保険料を納付し、その都度国民年金手帳に検認印を押してもらっていた。申立期間の保険料は1か月当たりずっと500円ぐらいだったと記憶している。当時の国民年金手帳や関係資料は処分してしまったが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年5月ごろにA市で国民年金に加入したとしているところ、申立人は、加入手続き場所及び手続き後に交付される国民年金手帳の受領については覚えていないとしており、申立人の加入手続き時の状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料月額が500円ぐらいであったとしているが、申立人が加入手続きしたと主張する昭和37年5月における保険料月額は100円、その後、42年1月から段階的に引き上げられていることから、申立期間①に係る保険料月額は申立人の主張する保険料月額とは相違する。

さらに、申立人の主張によると、昭和39年4月から43年9月まではC市、同年9月から47年8月まではD市に居住し、A市から転居（39年4月）した

後の保険料納付は郵便局で行っていたとしているところ、郵便局で納付が可能となったのはB市では平成3年ごろ、D市では8年10月からであるとしていることから、申立人の主張と相違する。

加えて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入被保険者として資格取得日を昭和47年6月21日として同年8月25日にD市で払い出されており、これ以前に申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、この資格取得日に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このことは、申立人が、申立期間①当時居住していたとするA市及びC市において申立人が国民年金に加入していた記録は存在しないとしていること、及び申立人が所持する同年8月10日E県発行の国民年金手帳の記載内容とも符合する。この資格取得日を基準とすると、申立期間①において、申立人は、厚生年金保険被保険者の配偶者として国民年金の任意加入対象者であったことから、制度上、上述の加入手続の時点からさかのぼって当該期間の被保険者資格を取得することはできない。このため、申立期間①は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和47年度印紙検認記録欄には、前述のとおり、申立人が資格取得したことでされている昭和47年6月から同年8月まではD市の検認印が押されているほか、同年8月26日に同市からF市に住所変更したことでされている。このため、同年9月以降の同市における申立人の納付記録を見ると、同市が保管する国民年金収滞納一覧表では、同年9月から申立期間②を含む申立人が同市に居住していた51年3月までの保険料はすべて同市で現年度納付されていることが確認できることから、申立期間②の保険料は納付されていたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年12月まで

会社退職（昭和46年4月）後、妻が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。私は、自営業をしていたが生活に余裕が無くなり、申立期間については、妻の分も含めて保険料を滞納していた。62年ごろから生活に少し余裕ができたので、妻は、保険料は5年間さかのぼって納付することができると思っていたこともあり、私の保険料を優先して納付してくれ、私の毎月の保険料と滞納の保険料を一緒に2年間順次、納付書で納付してくれた。その後、妻自身の滞納分の保険料を納付しようとしたが、時効で納付することができなくなった。申立期間の保険料は、妻が納付してくれたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、21か月と比較的短期間である。

また、申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする妻の納付記録を見ると、申立人と同様に、申立期間を除き国民年金加入期間はすべて納付済みとされている上、申立人も申立期間及び60歳到達直前の3か月を除き、国民年金加入期間に未納は無いことから、妻の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、妻は、申立人の保険料を優先して昭和62年4月から現年度保険料と60年4月からの未納期間の過年度保険料を一緒に毎月納付し、申立人の未納期間の過年度保険料を完納後に申立人と同様に未納とされていた期間の保険料を順次納付しようとしたところ、その時点において申立期間については、時効で保険料を納付できなかったとしている。申立人及びその妻の納付記録を

見ると、申立人は、申立期間直後の62年1月から同年3月までの保険料が納付日は不明であるものの、過年度納付されていることが確認できる上、妻は、申立期間直後の同年1月から63年3月までの保険料は順次平成元年4月から2年4月までの間に過年度納付されていることから、妻の主張どおり、申立人の過年度保険料は元年4月に完納し、この時点から妻の未納分の保険料納付を開始したものと推認され、妻の主張に不自然な点は見受けられない。このため、保険料の納付意識の高かった妻が申立期間の保険料を過年度納付したと考えるも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①のうち、昭和55年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を平成12年3月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年2月28日から同年4月1日まで
② 平成12年3月9日から同年4月1日まで

A社の給料明細により、昭和55年4月分から56年5月分までの期間において給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、退職金計算書にも「在社期間1年3か月（15か月）」と記載されていることから、厚生年金保険の被保険者月数は、少なくとも14か月はあるはずなので、調査の上、申立期間①の記録を訂正してほしい。

また、B社での加入月数は11か月とされているが、給与明細書により平成12年3月から13年2月までの期間において給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、加入月数は12か月になるはずなので、調査の上、申立期間②の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された退職金計算書及び給料明細により、申立人は、昭和55年2月28日から56年5月25日までA社に継続して勤務し、申立期間のうち、55年3月1日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料明細の保険料控除額の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は不明であるとしており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和55年2月28日から同年3月1日までの期間について、上記のとおり、申立人がA社に勤務していたことは認められるものの、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書、B社から提出された出勤簿及び労働者名簿、並びに雇用保険の記録により、申立人は平成12年3月9日から同社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は、関係資料は現存せず不明としているが、C厚生年金基金を引き継いだ厚生年金基金連合会から提出された加入記録等によると、申立人のC厚生年金基金における加入員資格取得日は、平成12年4月1日とされており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が申立人の被保険者資格の取得日に係る届出の記録を誤ったとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から同年8月1日まで

ねんきん定期便の記録によると、私の厚生年金保険の記録は、昭和26年7月1日にA社C支店において資格喪失し、同年8月1日に同社B支店において資格取得したとされており、1か月間の空白期間が生じている。

A社に勤務した期間中、一度も退社していないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し(同社C支店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該労働者名簿によると、申立人のA社B支店への異動日は、昭和26年6月15日とされており、申立期間において既に同社同支店に勤務していたと認められることから、申立期間については、同社同支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の昭和26年8月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明であるとしており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和26年1月16日に、同社B支店における資格取得日に係る記録を27年11月24日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

一方、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年2月1日から同年9月1日まで
② 昭和26年1月16日から同年2月1日まで
③ 昭和27年11月24日から同年12月31日まで

年金記録を確認したところ、昭和24年2月にA社に入社し、同社に継続して勤務していたのに、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

昭和24年2月から50年3月までA社に継続して勤務していたことは間違いがないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、A社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人が同社に継続して勤務し(昭和26年1月16日に同社C支店から同社本店に異動、27年11月24日に同社本店から同社B支店に異動。)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和26年2月及び27年12月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料は保管されていないため不明としており、申立期間②については、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについてはこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社B支店は、昭和27年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社20年史によると、同社同支店は、同年11月24日に新規開設されており、同社同支店の新規適用時に被保険者資格を取得している同僚は、「B支店は新たに出来た支店であり、新設当時の職員は、約30人だった。」と証言しているとともに、少なくとも申立人を含めて6人の職員が同日に同社本店から異動していることから、当該期間において同社同支店は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されるところ、当該期間は同社が厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、A社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人が当該期間のうち、少なくとも昭和24年8月1日から同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人と同日（昭和24年9月1日）に被保険者資格を取得している10人の同僚の入社月について、A社は、「入社月が昭和24年7月である者は、3人、同年8月である者は申立人を含めて7人である。」と回答しており、申立人と同様に、同年8月が入社月の者が多数確認できることから、当該期間当時、同社においては、すべての社員について、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社は、昭和24年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、同年2月1日から同年7月1日までの期間において適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の被保険者資格の取得日（昭和24年9月1日）は、いずれも一致しており、一連の社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除、及び当該期間のうち、昭和24年8月1日前の期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和20年7月24日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月31日から同年8月16日まで

私は、昭和20年7月に軍に入営するまでA社で勤務しており、終戦後、同社で退職手続をした際に、同年8月15日付けで退職とする旨、聞いた記憶があることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和17年6月1日に取得し、同資格を20年3月31日に喪失した旨記録されている。

しかし、A社から提出された職工名簿によると、申立人の退職日について、「昭和二十年七月二十三日 自己都合」と記載されていることが確認できる。

また、軍歴証明書によると、申立人は、「昭和20年7月25日 現役志願兵としてB隊に入営」とされている上、申立人も「7月に軍に入営するまで、A社に勤務していた。」と主張しており、当該職工名簿の記載内容と合致していることが確認できる。

さらに、A社から提出された厚生年金保険被保険者台帳（社会保険台帳）の年金保険料に係る記載欄に、昭和20年1月分から6月分までの保険控除額についての記載が確認できることから、申立人は、申立期間のうち、同年3月31日から同年7月23日まで同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保

険者記録に係る記載が無く、申立人の資格喪失日を昭和20年3月31日であると記録する厚生年金保険被保険者台帳の備考欄によると、「全期間に対応する名簿20.5.17(焼失)」及び「一部照合済台帳 32.2.9 認定」と記載されており、当初の健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失していることがうかがえることから、申立人の当該被保険者台帳上の資格喪失日は、根拠が明らかでなく、オンライン記録の資格喪失日についても、事実即した記録とは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和20年7月24日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の昭和20年2月の記録から、40円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年7月24日から同年8月16日までの期間については、A社から提出された職工名簿の退職日に係る記載、及び同社から提出された厚生年金保険被保険者台帳(社会保険台帳)の保険料控除に係る記載などにより、申立人の当該期間における同社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成14年8月から同年12月までは36万円、15年1月から16年1月までは32万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年8月1日から16年2月28日まで
② 平成16年2月28日から同年3月1日まで

A社に毎月の給与を35万円とする契約で入社したが、申立期間①について、年金記録の標準報酬月額を確認したところ、20万円とされていることが分かったので、当該記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、A社には、平成16年2月29日をもって退職する旨の退職届を提出しており、厚生年金保険の資格喪失日は同年3月1日となるはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、20万円と記録されている。

しかし、税務署が保管する源泉徴収票により、申立人は、申立期間①のうち、平成14年8月から同年12月までの報酬月額に見合う標準報酬月額は36万円、保険料控除額に見合う標準報酬月額は62万円であり、また、15年1月から同年12月までの報酬月額に見合う標準報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は32万円であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の

報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、源泉徴収票により確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成14年8月から同年12月までは36万円、15年1月から同年12月までは32万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間①のうち、平成16年1月については、保険料控除額を確認できる資料は無いものの、オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、いずれも20万円であり、申立人の預金通帳によると、同社からの給与振込額は、前年から毎月同額であることから、申立人は、同年1月においても前年12月と同額の標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収票等において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、A社に提出したとする平成16年2月29日を退職日とする退職届の写しを保管している。

しかし、A社からは、申立人の退職日及び退職月の厚生年金保険料控除に関する資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人から提出された預金通帳の記録等によると、A社からの給与振込は、平成16年2月27日付けで同年1月分の給与が振り込まれた記録が最後であり、申立人に係る同年2月分の給与振込の記録は確認できない。

さらに、B市に保管されている平成16年の源泉徴収票によると、A社に関する記載が無く、同社からの給与の支給状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和19年11月25日)及び資格取得日(20年9月9日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月25日から20年9月9日まで

私は、昭和18年4月にA社に入社し、62年7月に定年退職するまで同社で勤務したが、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者台帳の記録では、A社B支店において昭和18年4月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、19年11月25日に同資格を喪失後、20年9月9日に同社同支店において厚生年金保険の被保険者資格として再度取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社から提出された労働者名簿(人事記録)及び永年勤続の表彰状により、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し、申立期間は同社の技術員養成所において職務技術の訓練を受けていたことが認められる。

また、A社は、「当社の技術員養成所は、昭和17年から終戦の20年まで設置されており、社内の成績優秀者から選抜された50人の社員が、約1年にわたり技術の習得を図るための施設であった。申立人は、申立期間において同養成所に在籍していたと思われる。」と回答している。

さらに、複数の技術員養成所における同期生の同僚も、「申立人は、養成所

の同期生であった。」と証言しているところ、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人がA社B支店の同期であり一緒に同養成所に異動したと記憶する同僚は、申立期間において被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の申立期間前後の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和34年10月26日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得し、36年9月26日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月26日から36年9月26日まで

私は、昭和34年10月26日にA社に入社し、36年9月25日まで継続勤務したのに、申立期間について、厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社、A社及びC社には、夫と一緒に同じ期間勤務したのに、申立期間に係るA社の厚生年金保険の記録が私だけ欠けているのはおかしい。」と主張しているところ、A社における複数の同僚が、「申立人は、申立期間において夫と共に勤務していた。」と証言していることから判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、当該複数の同僚は、「私が勤務した期間と、厚生年金保険の被保険者記録は一致している。」と証言している上、同僚の一人は、「申立人は、正社員として勤務していた。A社では、正社員を厚生年金保険に加入させないことは無かった。」と証言している。

さらに、A社のオンライン記録によると、申立人の夫の健康保険の整理番号は*番とされているが、その次の番号で、申立人の番号であった可能性が考えられる*番が確認できない上、健保記号番号索引簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号*番から*番までのうち、申立人の夫を含む21人の記録が見当たらないことから、同社に係る年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

加えて、現存する厚生年金保険適用事業所名簿によると、A社が申立期間において適用事業所であった記録は確認できるものの、同事業所名簿の同社に係る備考欄には、「旧名簿なし」と記載されており、理由は明らかでないが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿は確認できない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和 34 年 10 月 26 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、36 年 9 月 26 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和21年1月1日であると認められ、かつ、同社C支店の資格取得日は、同年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、200円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から21年4月1日まで

昭和25年10月末に退職するまで継続してA社に勤務した。途中8か月間、被保険者記録が空白とされているが、同社から人事記録を取り寄せたところ、空白になっている期間も勤務していたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年10月から25年10月30日までの期間、A社において継続して勤務し、その間、厚生年金保険被保険者資格を取得していたとしているが、オンライン記録では、当該期間のうち、20年8月31日から21年4月1日までの申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社から提出された人事関係資料により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、昭和21年1月1日に同社B支店から同社C支店に異動し、その後、同年8月15日に同社D支店に異動したことが認められる。

ところで、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、後にE市にある同社F支店で写し、作成されたものであることが確認でき、申立人が昭和20年8月31日に資格喪失した旨の記録は、被保険者名簿

が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、終戦月の末日である同年8月31日を資格喪失日として設定した可能性が考えられることから、オンライン記録上の申立人の資格喪失日は、事実在即したものとは認められない。

また、A社C支店の被保険者名簿については、申立人の資格喪失日に係る記載が確認できず、被保険者名簿における申立人の被保険者記録の箇所は、貼紙された状態で、厚生年金保険記号番号の数字が2か所入れ替っており（万の位と千の位）、同社同支店における申立人の記号番号の厚生年金保険被保険者台帳の記録は、別人のものとなっている上、被保険者名簿では、申立人が同社を退職した後の昭和30年10月1日まで標準報酬等級が記録されており、同社同支店に係る年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実、及び申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和21年1月1日、かつ、申立人の同社C支店における資格取得日は同年1月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険被保者台帳及び被保険者名簿の昭和20年7月及び21年4月の記録から、200円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和59年10月6日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月6日から同年10月8日まで

私は、昭和59年10月6日にB社から関連会社であるA社に異動したが、同社での厚生年金保険の資格取得日が同年10月8日となっている。B社からA社に異動する間に空白期間は無く、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社作成の申立人に係る職務経歴を証明する書面により、申立人は、昭和59年10月6日に同社から関連会社であるA社に異動したことが認められる。

また、B社の現在の事務担当者は、「A社とB社は、合併して現在は同社となっているが、両方の会社は、申立期間当時から同じ場所であり、同じ事務担当者が社会保険事務の取扱いを行っていた。申立人が申立期間について継続して勤務していたことは間違いなく、申立人の厚生年金保険の記録に空白期間があるのは、当時の担当者が、A社の資格取得日を誤って届け出たためではないか。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和59年10月6日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月1日から同年12月1日まで

私は、A社B支店C出張所が同社D支店に格上げされた前後を通じて同社に勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金の記録に1か月間の空白期間がある。

既に記録を訂正してもらった同僚もいるので、申立期間について、私も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる人事記録等の関連資料は無いが、A社D支店は、同社B支店の管轄であったC出張所が、組織変更のためB支店から独立し、申立期間当時にD支店となったものであることなどから判断して、同社D支店が厚生年金保険の適用事業所となった日が異動日であったものと考えられることから、申立期間については、同社B支店における資格喪失日を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和39年10月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立

人と同時期にA社B支店から同社D支店に異動した同僚12人全員が、同社同支店において昭和39年12月1日に被保険者資格を取得し、同社B支店において同年11月1日に被保険者資格を喪失しており、申立人と同様の被保険者期間の欠落が確認できるところ、社会保険事務所（当時）が申立人を含む当該13人全員について事業主からの正しい届出を誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月1日から同年10月16日まで

A社本社での研修後、同社B支店に勤務しており、厚生年金保険の保険料も控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、同社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる資料等はないが、申立人と同じ日にA社本社に入社した同僚が、「本社での研修終了後、昭和44年7月ごろに、申立人と一緒にB支店に赴任した。」と証言していることから、申立期間については、同社B支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年10月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和38年2月1日）及び資格取得日（同年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月1日から同年10月1日まで

私は、A社で、昭和30年3月に住み込みとして働き始め、同社の卸部門が廃業する43年9月末まで継続して働いた。申立期間当時は、店舗の奥にある倉庫の二階に同僚と3人で住んでおり、月末に支給される給与から、保険料や食事代を控除されていたことを記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和32年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、38年2月1日に被保険者資格を喪失後、同年10月1日に同社において再度資格を取得しており、同年2月から同年9月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時のA社の事業主及び同僚は、「申立人は、途中退社しておらず、申立期間も継続して勤務していた。」と証言しているとともに、当該事業主は、「申立人の雇用形態及び仕事内容の変更は無かった。」と証言していることから、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時のA社の事業主は、資料の保管はしていないものの、申立期間当時の従業員は、全員を厚生年金保険の被保険者としていたと回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人のほかにA社における厚生年金保険被保険者資格を複数回取得している者はいないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年1月及び同年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同僚の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料は無いものの保険料を納付したと主張しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年2月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成16年4月1日、資格喪失日が17年1月1日とされ、当該期間のうち、16年12月30日から17年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を17年1月1日とし、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月22日から同年9月1日まで
② 平成16年12月30日から17年1月1日まで

私は、昭和56年8月にB社C支店を退職した。同年8月の給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、8月は被保険者とされていない。

また、平成16年12月にA社を辞めた時も、12月の給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、12月は被保険者とされていない。

B社C支店及びA社の給与明細書で厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成16年4月1日、資格喪失日が17年1月1日とされ、当該期間のうち、16年12月30日から17年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

しかし、A社は、「当初、申立人はパートとして勤務していたが、平成16

年4月1日から同年12月31日までは正従業員として勤務し、17年1月1日から再びパート勤務に変わった際、厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出た。」としている。

また、申立人から提出された給与支払明細書により、平成16年12月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、A社は、「厚生年金保険料は当月控除であった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、給与支払明細書の報酬月額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は、「最後の給与を昭和56年8月20日に支給されてからB社C支店を退職した。」と主張しているところ、申立人から提出された給与明細書により、昭和56年8月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人のB社における離職日は、昭和56年8月21日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の申立人の資格喪失日（同年8月22日）と一致していることが確認できる。

一方、厚生年金保険法の第19条においては、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」と定められており、同法第14条においては、被保険者資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日と定められている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和56年8月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められるものの、申立期間①においてB社C支店に使用されていた者であったとは言えないことから、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は40万円、申立期間②は37万円、申立期間③は30万円、申立期間④及び⑤は29万2,000円、申立期間⑥は28万5,000円、申立期間⑦は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月25日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成18年8月10日
⑦ 平成18年12月25日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書の写しにより、申立人は、申立期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書の写しにおいて確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は40万円、申立期間②は37万円、申立期間③は30万円、申立期間④及び⑤は29万2,000円、申立期間⑥は28万5,000円、申立期間⑦は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は16万5,000円、申立期間②は16万円、申立期間③は15万円、申立期間④及び⑤は14万6,000円、申立期間⑥は16万1,000円、申立期間⑦は17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月25日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成18年8月10日
⑦ 平成18年12月25日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書の写しにより、申立人は、申立期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書の写しにおいて確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は16万5,000円、申立期間②は16万円、申立期間③は15万円、申立期間④及び⑤は14万6,000円、申立期間⑥は16万1,000円、申立期間⑦は17万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は14万5,000円、申立期間②は14万3,000円、申立期間③は13万円、申立期間④は14万4,000円、申立期間⑤は13万6,000円、申立期間⑥は15万6,000円、申立期間⑦は17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月25日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成18年8月10日
⑦ 平成18年12月25日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書の写しにより、申立人は、申立期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書の写しにおいて確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は14万5,000円、申立期間②は14万3,000円、申立期間③は13万円、申立期間④は14万4,000円、申立期間⑤は13万6,000円、申立期間⑥は15万6,000円、申立期間⑦は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は16万5,000円、申立期間②は15万7,000円、申立期間③は15万円、申立期間④は14万3,000円、申立期間⑤は14万1,000円、申立期間⑥は15万6,000円、申立期間⑦は17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月25日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成18年8月10日
⑦ 平成18年12月25日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書の写しにより、申立人は、申立期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書の写しにおいて確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は16万5,000円、申立期間②は15万7,000円、申立期間③は15万円、申立期間④は14万3,000円、申立期間⑤は14万1,000円、申立期間⑥は15万6,000円、申立期間⑦は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②は15万5,000円、申立期間③は14万円、申立期間④は14万1,000円、申立期間⑤は13万6,000円、申立期間⑥は15万2,000円、申立期間⑦は16万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月25日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成18年8月10日
⑦ 平成18年12月25日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書の写しにより、申立人は、申立期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書の写しにおいて確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立期間①及び②は15万5,000円、申立期間③は14万円、申立期間④は14万1,000円、申立期間⑤は13万6,000円、申立期間⑥は15万2,000円、申立期間⑦は16万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は11万円、申立期間②は10万5,000円、申立期間③は10万円、申立期間④及び⑤は9万7,000円、申立期間⑥は10万4,000円、申立期間⑦は11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月25日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成18年8月10日
⑦ 平成18年12月25日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書の写しにより、申立人は、申立期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書の写しにおいて確認できる保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は11万円、申立期間②は10万5,000円、申立期間③は10万円、申立期間④及び⑤は9万7,000円、申立期間⑥は10万4,000円、申立期間⑦は11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案4297

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間②のうち、平成3年2月から5年1月までを16万円、同年2月から同年9月までを18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年3月から60年12月まで
② 平成元年5月から7年7月まで

私は、申立期間①はA社で少なくとも15万円の給与を、申立期間②はB社で少なくとも20万円の給与をもらっていたと記憶しているが、厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額はそれよりも相当低い額とされている。

したがって、調査して、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成3年2月から同年4月までの期間及び4年12月から5年9月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、3年2月から同年4月までの期間、4年12月及び5年1月は16万円、同年2月から同年9月までは18万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち、平成3年5月から4年11月までの期間については、申立人から給料支払明細書は提出されていないものの、その前後の月の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額が同額であるとともに、当該期間の前後の期間におけるオンライン記録の標準報酬月額も同額であることから判断して、当該期間についても、申立人は、前後の月と同額の16万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないこ

とから、事業主は、給料支払明細書で確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成元年6月、同年8月から同年12月までの期間、2年2月から3年1月までの期間、5年10月から同年12月までの期間及び6年3月から同年11月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

また、申立期間②のうち、平成元年5月、同年7月、2年1月、6年1月、同年2月及び同年12月から7年7月までの期間については、申立人は、給料支払明細書等の当該期間に係る保険料控除額及び報酬月額を確認できる資料は所持していない上、その前後の月の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額が同額であることから判断して、当該期間についても、保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていなかったものと考えられる。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主とも連絡を取ることができず、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

申立期間①のうち、昭和59年1月、同年5月、同年7月から同年12月までの期間、60年2月及び同年4月については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人が主張するとおり、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額になることが認められるものの、当該期間の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立期間①のうち、上述の期間以外の期間については、申立人は、給料支払明細書等の当該期間に係る保険料控除額及び報酬月額を確認できる資料は所持していない。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主とも連絡を取ることができず、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間①、及び申立期間②のうち、平成3年2月から5年9月までの期間を除く期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び申立期間②のうち、平成3年2月から5年9月までの期間を除く期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から48年4月1日まで

私は、A社に昭和47年4月1日に入社し、勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が48年4月1日になっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が昭和47年4月1日からA社において継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時のA社の社会保険事務担当者は、「社員は、入社日と同日で厚生年金保険被保険者及び雇用保険被保険者の資格を取得させていた。」と証言しているところ、申立期間同時に同社における厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚は、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得日が同じ日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和48年4月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の元事業主は既に他界しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺

事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から平成 2 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から平成 2 年 7 月まで

昭和 62 年から 63 年ごろ、「不足分の国民年金保険料を今まとめて納付すれば、将来満額の国民年金が支給される。」と言われ、妻が確実に大金を納付した記憶がある。最近、区役所で記録を確認したところ、記憶と同じところに「入金」と記載された資料も見た。

申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄のいずれにおいても、申立人は 60 歳到達時である昭和 62 年*月に国民年金被保険者資格を喪失し、その後、平成 2 年 8 月に高齢任意加入したとされていることから、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、昭和 62 年か 63 年ごろ、申立期間の保険料を一括で納付し、最近、区役所において「入金」と記載された資料を見たとしているが、台帳のようなものに「入金」との文字が記載されていたとするのみで、どのような資料であったか詳細な状況は不明である上、この当時、申立期間の保険料をすべて一括で納付できるような制度は無かった。

さらに、申立人は、「不足分の国民年金保険料を今まとめて納付すれば、将来満額の国民年金が支給される。」と言われ、申立期間の保険料として 50、60 万円を納付したとしているが、国民年金受付処理簿及び申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和 55 年 5 月に国民年金被保険者資格取得手続きを行い、当時実施されていた第 3 回特例納付及び過年度納付により、被保険者資格取得時点までさかのぼって、それまで未納であった国民年金保険料と

して79万2,360円（夫婦二人で158万4,720円）を一括で納付したことが確認できるところ、申立人の保険料を納付していたとする妻は、国民年金保険料として大金を払った記憶は1回しかなく、「不足分の国民年金保険料を今まとめて納付すれば、将来満額の国民年金が支給される。」と言われたとする記憶も52年か53年ごろであったとしていることから、この保険料納付と申立期間の保険料納付を混同しているものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から同年5月までの期間及び52年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月から同年5月まで
② 昭和52年4月

A市からの未納通知により昭和52年5月か6月ごろに国民年金に加入し、未納金額を納付するよう指摘されたため、同市役所窓口で4か月分まとめて納付したと思うので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年5月か同年6月ごろにA市で国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したとしているところ、加入手続については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年6月に同市において払い出されていることが確認できることから、申立人の主張するとおり行われたものとみられる。

しかしながら、申立人に係る国民年金被保険者台帳、A市が保管する国民年金被保険者記録票及び申立人が所持する年金手帳のいずれにおいても、申立人は婚姻時である昭和52年5月*日に任意加入被保険者として国民年金の資格を初めて取得したとされていることから、申立期間①及び②共に国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、市役所窓口において申立期間①及び②の保険料をまとめて納付したと思うとしているが、保険料額の記憶は曖昧である上、申立人が主張する加入手続時点では、申立期間①の保険料は過年度扱いとなり市役所窓口で納付することはできなかつた。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見

当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から59年3月まで

昭和59年秋ごろまで国民年金に未加入であったが、勤務先で国民年金の話が出て、A市役所で同年11月ごろに国民年金加入手続をした。その数か月後、役所から「未納期間があると将来年金が受け取れない恐れがあり、未納分をまとめて納付すれば満額支給となる。」と連絡があつて、現金20万円ぐらい（下限20万円、上限不明）を引き出して1回か2回に分けて金融機関で国民年金保険料を納付した。未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年11月に国民年金加入手続後、申立期間の保険料を納付したとしているところ、国民年金払出簿によると、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたのは60年1月であることから、加入手続が行われたのは申立人の主張する59年11月ごろであったことは推認することができる。

しかしながら、この加入手続時点を基準とすると、申立期間のうち、57年9月以前の期間は既に時効が成立しており、特例納付実施期間も既に終了していることから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立期間のうち、残る昭和57年10月以降の期間は過年度納付が可能であったものの、申立人は、納付した保険料額は20万円を下回らなかつたとしており、これは当該期間の保険料10万1,280円とは大きく相違している。

さらに、申立人は昭和59年4月から同年9月までの保険料を同年11月に現年度納付していることが確認できることから、仮に上記過年度納付可能な期間の保険料額に、この期間の保険料3万7,320円を加えても、13万8,600円となり、申立人が納付したとする保険料額とは異なる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確

定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から49年5月まで

私の国民年金の記録は、昭和49年6月から国民年金保険料を納付していたと記録されているが、それ以前から国民年金に加入し、納付していた覚えがあるので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した時期は昭和49年6月ではなく、それ以前であり、保険料も納付していたと思うとしているが、申立人が所持する国民年金手帳は同年6月に発行され、当該手帳には、申立人は同年6月から国民年金被保険者となったことが記載されている上、昭和49年度の印紙検認記録欄の4月及び5月の欄には、「納付不要」との押印が確認できる。

また、A市の記録においても、申立人は昭和49年6月から国民年金に加入したとされているほか、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年6月ごろに夫婦連番で払い出され、申立人に対し別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこのころに初めて国民年金加入手続を行ったものとみられる。

さらに、申立期間については、夫が厚生年金保険被保険者期間であったことから、申立人は国民年金の任意加入対象者となり、制度上、加入手続時点からさかのぼって被保険者資格を取得することはできない。

これら一連の事情から、申立人は昭和49年6月から被保険者資格を取得したものとみられ、申立期間は国民年金に未加入であったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年10月及び19年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年10月
② 平成19年10月から同年12月まで

平成18年9月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は送付されてきた納付書によりコンビニエンスストアで納付した。19年9月末に会社を退職した時も加入手続を行い、以前と同様に保険料は、送付されてきた納付書によりコンビニエンスストアで納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、自宅に郵送されてきた納付書により、コンビニエンスストアで納付したとしているところ、申立人は、申立期間の保険料を納付したとするコンビニエンスストア名、納付周期、納付時期及び納付金額についてはよく覚えていないとしており、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録を見ると、平成18年12月22日から21年6月28日までの間に7回納付督促されており、この納付督促期間中の20年2月に納付期限経過者として、申立期間を対象にしたとみられる催告状が発行されているほか、21年6月12日に申立期間②を対象とした納付書が発行されていることが確認できるものの、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、この時期になると年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は、20歳になった平成元年*月ごろ、将来のことを考え、国民年金に加入した。加入手続のことははっきりした記憶は無く、手続後に年金手帳を受け取った記憶も無いが、A市役所か社会保険事務所(当時)で行ったはずである。国民年金保険料は自宅に送付されてきた納付書により金融機関で納付していた。納付周期及び納付金額は覚えていないが、まとめて納付したこともあった。私の記憶では、同年4月から7年3月まで納付したと思っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続時期及び加入手続場所についての記憶は明確ではなく、申立人は、加入手続後において年金手帳を受け取った記憶は無いとしているものの、A市では当時、加入手続時に年金手帳を交付していたとしており、申立人の加入手続状況の記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、送付されてきた納付書により金融機関で納付したとしているところ、申立人は、納付時期、納付周期及び納付金額について覚えていないとしていることから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

さらに、オンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿共に、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、平成3年4月1日とされており、申立人が申立期間において国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる記録は見当たらない。このため、申立人の資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となることから、申立人が当該期間の

保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から42年3月まで

私が58歳になったころ、社会保険事務所(当時)から通知が来て、申立期間が未納とされていることが分かった。私は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないが、国民年金保険料は、元妻が集金人に納付していたと思う。国民健康保険と国民年金はセットで加入して納付するものだと思っていたので、国民年金保険料が申立期間のみ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする元妻の連絡先は不明であるとしていることから、元妻から当時の状況について聴取することはできず、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況について確認することはできない。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の周辺の任意加入者の資格取得状況から昭和40年7月ごろにA市B区で払い出されたものとみられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その際に資格取得日をさかのぼって20歳到達日である36年*月*日(平成15年5月9日に厚生年金保険被保険者期間があることが判明したため、昭和37年1月26日に訂正されている。)とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、39年6月から40年3月までの期間は過年度納付が、同年4月から42年3月までの期間は現年度納付が可能であった。申立人は、申立期間の保険料は元妻が集金人(国

民年金推進員)に納付していたとしているところ、i) 同市では集金人は過年度納付を取り扱っていなかったとしていること、ii) 前述のとおり、申立人の保険料を納付していたとする元妻からは、申立期間の保険料納付状況について聴取できない上、元妻は、申立期間当時、厚生年金保険被保険者として事業所に勤務(39年10月から43年9月まで)し、元妻が自宅に来る集金人に申立期間の保険料を納付することは困難であったとみられることから、申立人が主張するとおり、元妻が申立期間の保険料を集金人に納付した可能性は低かったものと考えられる。

さらに、元妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から45年8月まで

婚姻（昭和45年4月）後、間もなくして子供ができ、病院にかかるために保険証が必要となったため、私がA市役所へ国民健康保険の手続に行った。その際に、同市役所で「年金に加入しないと保険証が作れない。」と言われたので、妻と二人、国民年金の加入手続をした。加入後は妻が二人分一緒に町内の集金人（国民年金推進員）に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続時期及び手続後に交付される国民年金手帳の受領については覚えていないとしているほか、加入後の国民年金保険料を納付していたとする妻は、申立人の分と一緒に集金人に保険料を納付していたことは覚えているものの、申立期間に係る保険料の納付時期及び納付金額は覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和48年2月ごろにA市において払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、同年1月8日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となることから、申立人が主張するように、当該期間の保険料を妻が町内の集金人に納付することはでき

なかったものとみられる。

さらに、妻は、婚姻直後の昭和45年5月から同年8月までの期間の保険料は納付済みとされていることから、妻自身の分だけがこの期間納付されており、申立人のみこの期間が納付されていないのはおかしいとしているところ、妻の国民年金手帳記号番号は、前述の夫婦連番で払い出される以前の同年10月ごろに資格取得日をさかのぼって44年5月23日(厚生年金保険被保険者資格喪失日)としてA市で払い出されていることから、このころに妻の最初に加入手続が行われたものとみられる。このため、妻の納付済みとされている期間の保険料は、この手帳記号番号により納付されたものとみられ、この手帳記号番号は、48年2月ごろに申立人と一緒に加入手続を行った際に重複取消とされていることが確認できる。このことから、婚姻(45年4月)後、間もなくして子供ができたので保険証が必要となったことから、同市役所で国民健康保険の手続に行った際に、併せて国民年金の加入手続をしたとする申立人の記憶は、この時期に行われた妻の加入手続であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで

私は、会社退職(昭和 55 年 6 月末)後、同年 10 月ごろに A 町役場で国民年金の任意加入手続を行い、年金が途切れないように、さかのぼって申立期間の保険料をまとめて同町役場で納めたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 町役場で国民年金の加入手続を行った後、申立期間の国民年金保険料を納付したことは覚えているとしているものの、申立期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付金額についての記憶は無いとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、申立人は、昭和 55 年 10 月ごろに A 町役場で行った国民年金の加入手続は任意加入手続であったとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 8 月 14 日に同町に払い出され、任意加入被保険者としてその資格取得日は同年 10 月 23 日とされており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の初めての加入手続が行われたのは資格取得日とされた同年 10 月 23 日とみられる。このことは、同町が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が唯一所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、夫は申立期間においては、厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、当該期間をさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は当該期間の保

険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年10月まで

私は、昭和53年1月ごろ、回覧又は新聞で国民年金のことを知り、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、3か月ごとに納付書で区役所の窓口で国民年金保険料を納付した。納付するたびに、金額を書いて記録しておいた当時のメモが残っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年1月ごろ、A市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入被保険者として、同年9月11日に同区で払い出され、その資格取得日は同年11月30日とされており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の初めての加入手続が行われたのは資格取得日とされた同年11月30日とみられる。このことは、同市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が唯一所持する年金手帳（同年11月30日発行）の記載内容とも符合する。このため、夫は申立期間においては、厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、申立人は、申立期間の保険料をB区役所で3か月ごとに現金で納付し、保険料を納付するたびにその納付対象期間及び納付金額をすべてメモしていたとしているところ、申立人から提出されたそのメモの記載内容を見ると、申

立期間を含む昭和 53 年 1 月から 58 年 9 月までの期間において 3 か月ごと (53 年 10 月から同年 12 月については、11 月及び 12 月の 2 か月分に訂正されている。) に 22 回に分けて納付したとする金額が記載されている (56 年 1 月から同年 3 月までの金額の記載は無い。) が、この記載された金額のうち、納付した場合の保険料額と一致しているのは、17 回分であり、残る 5 回分 (53 年 1 月から同年 3 月まで、54 年 1 月から同年 3 月まで、55 年 1 月から同年 3 月まで、57 年 1 月から同年 3 月まで、58 年 1 月から同年 3 月まで) の記載金額は、同期間の保険料を納付した場合の金額とは相違している。このため、このメモに記載されている金額は、申立人が納付した都度その保険料額を記載したものとは言い難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (確定申告書、家計簿等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から37年7月まで

私が勤務していた事業所にA市の国民年金担当者が国民年金の加入勧奨に来た。私は、その加入勧奨により国民年金に加入し、国民年金保険料も納付していた。保険料は、初回の3か月分が納付済みとなっているが、市役所に何回か出向いて納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を市役所で何回も納付したとしており、申立内容から、申立人は、申立期間の保険料を現年度納付したとする主張とみられる。しかし、申立人は、申立期間の保険料の納付周期及び納付時期についての記憶は無いとしている上、当初の申立てにおいて、申立期間の保険料月額が300円か400円としていたものの、聴取の過程において100円か200円であったと主張を変更するなど、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、昭和36年度の検認記録の検認台紙欄に、「38.1」のゴム印が押されていることが確認できることから、昭和38年1月ごろに申立人の国民年金手帳の36年度検認台紙が切り離されたものとみられ、同名簿には、36年4月から同年6月までの期間については「36.7.3」のゴム印が押されていることから、現年度納付したことが確認できるが、同年7月から37年3月までの期間については押印されていないことから、検認台紙を切り離した時点では、申立人の主張どおり市役所において現年度納付されていなかったものとみられる上、同年4月から同年7

月までの期間についても申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年
金被保険者名簿共に申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、
不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家
計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは
できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から45年4月まで

私は、昭和45年5月ごろ、A市B区の集金人(国民年金推進員)が来訪した時に、同居していた義母と一緒に国民年金に加入した。その後、私と義母に、さかのぼって国民年金保険料を納付するよう納付書が届いたので、私が、私と義母の分をまとめて郵便局で納付した。納付額は一人分が6,000円ぐらい、二人分で1万円ちょっとだったと思う。ねんきん特別便によると、義母は保険料の未納は無いのに、私の申立期間の保険料は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年5月ごろ、A市B区の集金人(国民年金推進員)に、自身と義母の二人一緒に国民年金加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は46年4月1日に夫及び義母と共に3人連番で払い出されており、同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の資格取得日欄に「45. 5. 21」、届出年月日欄に「46. 6. 26」と記載されていることから、申立人、夫及び義母の加入手続は同年6月26日に行われたものとみられる。この加入手続において、申立人の資格取得日はさかのぼって45年5月21日、夫は同年5月22日(平成12年7月に昭和37年7月7日資格取得、同年9月15日資格喪失と40年2月1日資格取得、同年8月9日資格喪失の記録が追加されている。)、義母は44年1月21日とする事務処理が行われたものとみられる。申立人は、申立期間において夫が厚生年金保険被保険者であったことから、当該期間は任意加入対象者となり、この期間について、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得することはできない。このため、申立人の資格取得日を基準とすると、申立期

間は国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、申立人は、申立期間の保険料を送付されてきた納付書により、義母の保険料と一緒に1万円ぐらい郵便局で納付したとしているところ、申立人及びその義母の納付記録を見ると、申立人の加入手続が行われる以前の昭和45年5月から46年3月までの期間は納付済みとされ、同様に義母も加入手続が行われる以前の昭和45年度は納付済みとされていることが確認できる。これら納付済みとされている期間の保険料は前述の申立人及びその義母の加入手続時期を基準とすると、過年度保険料となる上、当該保険料額は二人分合計すると9,500円になり、申立人が記憶する保険料額（1万円ぐらい）とおおむね合致することから、申立人が納付書により納付したとする保険料は、当該期間の過年度保険料であった可能性も否定できない。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が当該保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から32年11月1日まで
② 昭和34年3月1日から35年7月1日まで

私は、申立期間に勤務した2社に係る脱退手当金を受けたこととされているが、当該手当金を請求した記憶は無いので記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、脱退手当金の受給資格者で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和35年7月1日）の前後約2年間に資格喪失した女性15人のうち、資格喪失後4か月以内に被保険者資格を再度取得している者を除く8人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、6人について支給記録が確認でき、そのうち4人が資格喪失日から4か月以内に支給がなされている上、「脱退手当金について会社から説明があり、会社が代理で請求して受け取った。」との同僚の証言があることを踏まえ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年9月15日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給決定前の同年7月28日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前

であり、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さのほうがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 18 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 36 年 12 月 15 日から 37 年 2 月 9 日まで

私は、昭和 32 年 3 月 15 日に中学を卒業し、3 日後の 18 日に A 社に入社したはずなのに、厚生年金保険の記録は同年 7 月 1 日からとされている。

また、B 社には、資格を取得した翌日の昭和 36 年 12 月 15 日に入社したはずなのに、厚生年金保険の記録は 37 年 2 月 9 日からとされている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社は、平成 17 年 8 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によれば、同社は、同年 9 月 * 日に解散し、18 年 3 月 * 日に清算終了している上、当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、当時の同僚の名前を覚えておらず、A 社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人と同じ姓の人がいたことは覚えているが、それが申立人かどうかは分からないし、その人がいつからいつまで勤務していたのかも覚えていない。」旨証言しており、申立人の当該期間における勤務実態をうかがわせる証言は得られない。

さらに、A 社の複数の同僚は、「当時、会社に定着するかどうかをみて厚生年金保険の加入手続をとったものと思われる。入社した時期と厚生年金保険被保険者資格を取得した時期とは違っている。」「理由は分からないが、入社した時期と厚生年金保険被保険者資格を取得した時期とは違っている。」と証言しており、当該期間当時、同社においては、すべての社員について、入社後直

ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①において申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、B社は、当時の資料が無いので分からないと回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、当時の同僚の名前を覚えておらず、B社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、勤務期間については覚えていない。」旨証言しており、申立人の当該期間における勤務実態をうかがわせる証言は得られない。

さらに、厚生年金保険被保険者証、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における申立人の被保険者資格の取得日（昭和37年2月9日）は、いずれも一致していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者記号番号払出日は、同年4月19日とされており、一連の社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見られない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②において申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 49 年 11 月まで

私は、昭和 40 年 4 月に A 社に入社し、その後、B 社に入社する直前の 49 年 11 月まで A 社で勤務していた。同社で勤務していた期間のうち、申立期間の年金記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 11 月まで A 社で勤務していたと主張しているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、同社における厚生年金保険の被保険者資格を 45 年 4 月 1 日に喪失しており、その後、46 年 2 月 17 日付けで、申立人の健康保険被保険者証が返納されないため証滅失届が進達されていることが確認できる。

また、申立期間に A 社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、「申立人を知っているが、その退職時期までは覚えていない。しかし、昭和 50 年 3 月末に自分は退職しているが、その 3 年前の時点では、既に申立人はおらず、A 社に残っていた社員は、自分と申立人以外の同僚 2 人だけであった。」と証言している。

さらに、申立人が平成 13 年に作成して C 組合に提出した履歴書には、A 社を退職してから B 社に入社するまでの期間について、「D 事業所自営」と記載されている上、申立人自身も、自営の期間があったことを認めている。

加えて、A 社は既に解散しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 21 日から 46 年 2 月ごろまで

私は、昭和 45 年 3 月ごろ A 社に入社し、46 年 2 月ごろ退職した。その間は、同社に出勤し、同社の送迎バスで他市に所在の B 社で仕事を行い、同社を定時退社して近隣の学校（夜間部）に通った後、送迎バスで A 社に戻っていた。同年 1 月に資格を取得しているのので、その時点までは同社に勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚、同社での業務内容及び勤務場所を具体的に記憶していることから、期間の特定はできないものの、同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、A 社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和 45 年 5 月 21 日に喪失し、その後、同年 6 月 3 日付けで、健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

また、A 社は既に解散しており、当時の事業主の所在も明らかでないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人が記憶していた前述の同僚は既に死亡しており、申立期間に A 社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚は、いずれも申立人についての記憶が無いと証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月から 35 年 9 月 1 日まで
② 昭和 35 年 10 月から 36 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 33 年 9 月から A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は 35 年 9 月からとされており、B 社も 35 年 10 月には勤務していたはずだが、被保険者記録は 36 年 1 月 5 日からとされている。勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の同僚の証言から、期間は定かでないが、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、昭和 35 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、同日前の期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、A 社は、申立期間当時の資料は保管していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった日以前から勤務していた複数の同僚についても、被保険者資格を同社が適用事業所となった日以後、順次取得していることが確認できることから、同社では、適用事業所となったと同時にすべての従業員について、被保険者資格を取得させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同僚の資格取得日に係る記録及び同僚の証言から、同社では、厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 4 月 1 日以降、役職あるいは職務内容等ごとに、まとめて、段階的に被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

申立期間②について、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、申立てに係るB社が社名変更し、C社として厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年1月1日の後の同年1月5日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、C社は、既に適用事業所ではなくなっており、B社の当時の事業主も、既に他界していることから、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間②にB社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人を記憶しておらず、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについても証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月から15年6月まで

申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与の額と異なっている。提出した給与明細書を参考にし、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された支払賃金給与明細表によると、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う金額を給与手渡額として支給されていたことが記載されているが、その大部分は、賞与を原資とする社内預金の払戻金が毎月分割して支払われたものであることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否の判断を行うこととなるところ、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4304

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 25 日から 41 年 2 月 1 日まで

私は、A社B支店で昭和 38 年 8 月 25 日に採用され、その後、指導員の資格を取得し、41 年 1 月末まで正社員で指導員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の「職員名簿」に記載された採用年月日、退職年月日の記録及び申立人から提出された同社で撮影された職員等の集合写真の日付から、申立人が申立期間のうち、昭和 38 年 8 月 25 日から 41 年 1 月 23 日まで同社B支店で勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、申立期間当時の厚生年金保険に関する資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認できないとしている。

また、A社は、「当時、社員採用後、指導員の資格取得をもって本採用とし、同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたと記憶している者がいる。」と回答しているものの、同社から提出された同社B支店の同僚 22 人の「職員名簿」及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によると、当該同僚のうち、ほとんどの者（20 人）は、採用後直ちに厚生年金保険被保険者資格を取得していないことが確認できるとともに、指導員の資格取得と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚も見当たらない。

さらに、申立期間当時、指導員の資格を取得したことが確認できる上述の同僚の中には、同資格取得から約 1 年後に被保険者資格を取得している者や、A社に 2 年近く指導員として勤務したが、申立人と同様に被保険者資格の記録が確認できない者も見られる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4305（事案 1679 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
前回の申立てについて、平成21年 9 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。
しかし、その後、申立期間に係る厚生年金保険の記録に関する資料が見付かかったため、その資料に基づき再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立ては、当初、昭和 32 年 4 月 20 日から 37 年 10 月 1 日までの期間とされていたが、申立ての根拠として提出された申立人の資格取得日が 32 年 4 月 20 日と記載されている事業主のメモに名前のある 31 人のうち、6 人は、A 社での厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、当該メモに記載されている「取得年月日」と、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致している者は、1 人のみであり、連絡の取れた複数の同僚は、いずれも本人が記憶する入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期には差異がある旨証言していることから、同社では、必ずしもすべての従業員について、採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったと考えられること、また、社会保険事務所（当時）が保管している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記載された申立人の資格取得日は、健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された資格取得日と同じ 37 年 10 月 1 日であり、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証に記載された「年」の記載が不明確な取得年月日も、同日（同年 10 月 1 日）であると考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立人の年金記号番号及び被保険者資格取得日を昭和 32 年 3 月 1 日と記載した事業主のメモが見付かったこと、並びに 36 年 4 月 1 日を加入日とする国民年金の記録が新たに見付かったことから、32 年 3 月 1 日から 36 年 4 月 1 日までを新たな申立期間として、再度申立てを行っている。

しかし、当該年金記号番号は、払出日の確認できる資料によると、昭和 37 年 10 月 10 日に払い出されたことが確認できるとともに、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の進達処理年月日も同年 10 月の日付となっていることから、申立人の資格取得届は同年 10 月に処理されたものと考えられる。

また、申立人から提出された上述の新たな事業主のメモに記載された資格取得日も、申立人が保有する厚生年金保険被保険者証に記載された資格取得年月日の記載が不明であったことから、事業主が読み誤って記入した可能性が高いものと考えられることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 11 月 21 日から 15 年 2 月 1 日まで
A社に勤務していた期間の一部が厚生年金保険の被保険者とされていないことに納得できないので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録(社員カード)により、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、「すべての社員について入社後一定期間の試用期間を設けており、当該期間については社会保険(厚生年金保険を含む。)の加入手続を行わず、保険料も控除していない。」と回答している上、同社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている資格取得日(平成 15 年 2 月 1 日)及び資格喪失日(16 年 3 月 21 日)は、オンライン記録と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から39年7月まで

オンライン記録の標準報酬月額を見ると、申立期間の前が3万円、申立期間が2万円、申立期間の後が3万6,000円とされており、A社在籍期間中で申立期間のみ不自然に落ち込んでいる。当時、会社は順調に業績拡大しており、会社の事情で給与額が下がったり、個人的な事情で給与額が下がったりしたという記憶は無い。また、給与額が下がる要因も無かったはずであるので、申立期間の2万円とされている標準報酬月額を、不自然でない額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、申立期間については、従前の3万円から2万円に減額されており、減額されていないことを証明できる給与明細書等は無いため、給与が毎年昇給していた時期に考えられない。」として申し立てている。

しかしながら、A社は、平成12年9月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の上司及び人事部長は、既に亡くなっていることから、申立人の申立期間の給与額及び保険料控除額について確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された申立人の標準報酬月額等は、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって記録が訂正された形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間の標準報酬月額について、記録の誤りをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 30 日から同年 8 月 1 日まで
申立期間については、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 38 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得し、39 年 4 月 30 日に資格を喪失後、再度同年 8 月 1 日に同社で資格を取得しているが、申立人の厚生年金保険記号番号及び健康保険番号は、最初の資格取得時と再度の資格取得時では、異なっていることが確認できる。

また、A社は、「当社の厚生年金保険への加入は、任意的であり、当時は、本人から手取り額が減るから入りたくないと言われれば、加入させない取扱いとしていた。」と回答している。

さらに、A社は、「当時の人事資料等は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における継続勤務は確認できない。

加えて、申立人のA社での雇用保険の記録によると、申立人は、同社において昭和 39 年 8 月 1 日に資格取得しており、オンライン記録の資格再取得日と一致している上、申立期間における雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月23日から同年10月11日まで
② 昭和36年1月から同年10月30日まで

申立期間①について、A社には、2回就業しており、1回目は昭和32年5月23日から同年10月10日まで勤務し、B職業訓練校入校のため退職後、再度、34年3月10日に就職した。1回目の就業時、作業中に他社の社員にハンマーで前歯を折られ、C市内の歯科医で治療を受けたが、その時に健康保険を使ったので、厚生年金保険にも加入していたと確信している。

申立期間②について、D社には、昭和35年末に試験と面接があり、採用された。業務内容は、積立、信託販売、集金などで、新しく出来た会社で、親会社のE社F支店内で業務を行っていた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社で当時事務をしていた元社員は、「当時、A社では試用期間があり、試用期間経過後に厚生年金保険に加入していた。社長が従業員の実績、就業態度等から、厚生年金保険の加入時期を決めていたようであり、試用期間には個人差があった。」と証言しているところ、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の元社員が、自身が入社したとする日より5か月から3年後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該期間当時、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、A社は、平成21年3月13日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は連絡が取れず、同社の破産処理時の事業主は、「当時の資料は現存せず不明。」と回答しており、当時の経理担当者G氏は、同社

における厚生年金保険被保険者記録が確認できないため特定できず、申立人の当該期間の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の当該期間（資格取得者2人）に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

申立期間②について、D社の複数の元社員は、「本社の新卒採用でない支店採用の営業職は、入社当初は歩合制外務員として勤務し、半年から1年後に社員として採用され、社員として採用された時から厚生年金保険に加入した。」と証言しており、当該期間当時、同社では、支店採用の営業職は社員として採用されるまでの歩合制外務員時代には厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったことがうかがわれる。

また、D社を承継するH社は、「当時の資料は現存せず不明。」と回答している上、申立人は、同僚を記憶しておらず、申立人のD社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の当該期間（資格取得者1,339人）に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月1日から同年10月1日まで

A社には、昭和46年6月から54年2月まで続けて勤務していたので、途中で資格喪失していること自体、納得できない。私は、営業の責任者として勤務し、B氏、C氏、D氏、E氏らと一緒に働いていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、厚生年金保険被保険者資格を昭和49年6月1日に取得し、52年6月1日に喪失した後、同年10月1日に再取得しており、申立期間の被保険者記録が無いが、申立期間に同社において被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人は、昭和52年ごろ、いったん退社し、再度、復帰したのではないか。」と証言している。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和51年10月26日及び同年11月2日初診日の病気により、52年7月から同年9月までの期間において健康保険の継続療養給付を受けており、同年10月11日に健康保険継続療養証明書を返却していることが確認できることから、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を控除されていなかったものと考えられる。

さらに、A社は、昭和54年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は、「当時の資料は現存せず、昔のことなので申立人のことも覚えていない。」と証言し、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、「申立人の勤務期間について、はっきりとした記憶が無い。」と証言していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人のA社における最初の離職日は、昭和52年5月31日とされており、当該離職日の翌日は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の同社における最初の資格喪失日と一致しているとともに、申立人には、同日以降の申立期間における雇用保険の記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4311

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年から34年1月まで

私は、A社で製造を担当し、日曜日を除いて、毎日勤務した。当時は若く、年金のことは念頭に無かったが、厚生年金保険料を控除されていたことは間違いない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚B氏が、「申立期間当時、申立人と一緒にA社に勤務していた。」と証言していることから、正確な時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A社は、申立期間のうち、昭和29年8月1日より前の期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、同僚B氏は、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、同社において被保険者記録が確認できる同僚から名前が挙げられた同僚の中にも、同社における被保険者記録が確認できない者がいることから、申立期間当時、同社では、必ずしもすべての従業員について、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社の当時の事業主は、連絡先が不明であり、同社の後継会社であるC社の事業主は、「申立人のことは覚えていない。当時の資料は無く、A社の当時の事業主の連絡先も分からないため、申立期間当時のことについては不明。」と回答している上、申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人が名前を挙げた同僚D氏も、連絡先が不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4312（事案1652の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月27日から同年10月1日まで

前回の結果について納得できない。A社の商業登記と一緒に厚生年金保険の新規適用事業所の手続を行った。申立期間の社会保険料は当然支払っており、未払の記憶は無い。工場内には大型ボイラー等があったが、労働基準監督署の許可なしでは使用できず、使用する場合は、社会保険に加入することが一般常識である。常識的な判断をして、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は、昭和34年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所であったことが確認できない上、同社の事業主で、社会保険の事務処理の責任者でもあった申立人は、商業登記簿上の同社設立日と同日に厚生年金保険の新規適用事業所の手続を行ったと主張しているものの、同社については、同年11月7日付けで新規適用事業所の手続がされていることが事業所別被保険者名簿により確認でき、ほかに申立人の主張を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「商業登記と一緒に厚生年金保険の新規適用事業所の手続を行った。申立期間の社会保険料は当然支払っており、未払の記憶は無い。工場内には大型ボイラー等があったが、労働基準監督署の許可なしでは使用できず、使用する場合は、社会保険に加入することが一般常識である。常識的な判断をしてほしい。」などとして、当委員会に再度申立てがなされたものである。

しかし、申立人から新たな資料等の提出は無く、事業所別被保険者名簿により確認できる昭和34年11月7日付けのA社の新規適用事業所の手続に係る社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点はうかがえない上、大型ボイラー等の使用許可について、労働基準監督署は、「そもそもボイラー等の使用許可と社会保険は制度が違う。使用許可の際に、社会保険への加入は条件となっておらず、その確認もしていない。社会保険に加入していないことをもって、ボイラー等の使用を許可しないことはない。ただし、労災保険に加入していなければ、指導することはある。」と回答している。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4313 (事案 334 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から42年8月1日まで

私は、昭和35年4月1日からA事業所に所属し父親が経営するB事業所で勤務した。厚生年金保険の被保険者記録は、申立期間について空白とされていたので、年金記録確認の申立てを行ったが、平成20年9月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、私は、確かに勤務していたので、申立期間について再度調査して、厚生年金被保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事業所においては、すべての職員が入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得していたわけではなかったことがうかがえることから、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、申立人に対して、既に当委員会の決定に基づき、平成20年9月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

これに対し、申立人は、「勤務していたことは間違いないので、再度調査をしてほしい。」と主張しているが、今回の再申立てに際し、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料等は提示されておらず、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4314 (事案 365 及び 735 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月11日から39年4月6日まで
② 昭和39年4月13日から40年8月24日まで
③ 昭和 55 年 5 月 15 日から平成 4 年 9 月 21 日
まで
④ 平成 12 年 9 月 21 日から 14 年 1 月 6 日まで

申立期間①及び②について、脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨の年金記録確認の申立てを行ったところ、平成 20 年 9 月 25 日付けで、当該期間については、年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

また、A社に昭和55年5月15日から平成14年1月6日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は、4年9月21日から11年9月21日までの期間及び同年10月21日から12年9月21日までの期間とされているため、勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨の記録訂正の申立てを行ったところ、20年12月25日付けで、11年9月21日から同年10月21日まではあっせんとするが、それ以外の期間については、年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

その際に、政権が変わったら救済される可能性があると聞いたので、この度、再度申立てをする。新たな証拠は何も無いが、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和40年12月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年9月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「脱退手当金を受給していないことを示す資料等はないが、脱退手当金を受給していないことを信じてほしい。」と主張し、当該期間について再度申し立てたものであるが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間③及び④に係る申立てについては、申立人の夫のオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は当該期間において夫の被扶養者とされていることが確認できること、オンライン記録によると、申立人は、昭和53年11月に国民年金に任意加入し、61年3月まで国民年金保険料を納付するとともに、同年4月から平成4年8月までは第三号被保険者とされていることが確認できること、申立人には当該期間に係る雇用保険の加入記録も無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「政権が変わったら救済される可能性があると聞いていたので、再申立てを行った。」として再度申し立てたものであるが、今回の再申立てに際し、申立人から、申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料等は提示されておらず、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4315（事案1275の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月1日から27年12月30日まで
② 昭和33年9月10日から35年4月1日まで

私は、A社に昭和26年1月11日から28年1月まで、B社に33年9月9日から61年11月28日まで勤務したが、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録は無く、B社に係る資格取得日が35年4月1日とされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨の年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年5月27日付けで申立期間については年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、私が申立期間においてA社及びB社に勤務していたことは間違いないので、新たな証拠は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、商業登記簿においても申立てに係る事業所の所在及び登記の記録が確認できない。また、申立期間②に係る申立てについては、申立人が保管しているB社の社報、同僚の証言などから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは認められるが、申立人が同期入社で同じ営業職であったと記憶している複数の同僚の被保険者記録の状況等から判断して、当時の同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったものと認められる。このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年5月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や証拠は無いが、前回の審議結果には納得できない。」と主張し、再申立てを行っているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 11 月から 33 年 5 月まで
② 昭和 33 年 6 月から同年 9 月まで
③ 昭和 43 年 2 月から同年 6 月まで

私は、申立期間①はA社B支店、申立期間②はC社D支店、申立期間③はE社で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人が勤務していたとするA社B支店は、申立期間後の昭和34年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所であったことが確認できない。

また、A社は、「申立人の在籍記録は、確認できない。また、支店及び事務所ごとに厚生年金保険の適用事業所の手続をしており、適用事業所となっていない支店及び事務所に勤務していた職員については、給与から厚生年金保険料を控除していたことは無かった。」としている。

さらに、A社が加入していたF国民健康保険組合は、「申立期間①当時の資料は残存しておらず、申立人の組合員記録は確認できない。」と回答している。

加えて、申立人は、A社B支店の上司及び同僚の氏名を記憶していないため、申立人の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人が勤務していたとするC社D支店は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、C社が加入していたG国民健康保険組合は、「申立期間②当時の資料

は残存しておらず、申立人の組合員記録は確認できない。」としている。

さらに、申立人は、C社D支店の上司及び同僚の氏名を記憶していないため、申立人の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、雇用保険の記録及びE社に勤務していた同僚の証言により、申立人は当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、E社は、申立期間後の昭和59年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時は適用事業所であったことが確認できない。

また、E社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が記憶している事業主及び同僚の資格取得日は、いずれも同社が適用事業所となった昭和59年10月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月23日から同年3月12日まで
② 平成4年7月31日から同年12月7日まで
③ 平成14年5月から同年7月1日まで

申立期間①について、私は、昭和49年1月23日からA社に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録は、同年3月12日が資格取得日とされている。

申立期間②について、私は、平成4年5月1日から同年12月24日までB社に継続して勤務していたにもかかわらず、同年7月31日から同年12月7日まで、厚生年金保険被保険者とされていない。

申立期間③について、私は、平成14年5月からC社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録は、同年7月1日が資格取得日とされている。

申立期間①、②及び③について、調査して厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された従業員名簿によると、申立人の同社における入社日は、昭和49年3月12日であることが確認できるとともに、同社は、「申立人の従業員名簿によると、前歴欄に昭和49年2月まで他社に勤務していたとする記録がある。」と回答している。

また、雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の昭和49年3月12日であることが確認できる。

さらに、申立人は、「入社直後に、D市にある研修所で研修を受けた。」と主張しているところ、同僚は、「D市にある研修所での研修は、3月の学卒者及び3月入社のを対象とした研修であった。」と証言している。

加えて、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人

の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、当該期間に厚生年金保険被保険者記録がある同僚（昭和61年3月1日資格取得、平成5年11月2日喪失。）は、「時期は記憶に無いが、申立人はB社をいったん退職し、再度入社してきた記憶がある。」と証言している。

また、B社は、「当時の関連資料は保管されていないため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の取扱いは不明。」と回答しており、当該期間における申立人の継続勤務について確認できない。

さらに、申立人のB社に係るオンライン記録によると、最初の資格喪失日が平成4年7月31日と記録されているところ、その後、健康保険被保険者証が同年8月21日に返納された記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、C社から提出された平成14年分給与所得者の源泉徴収票により、申立人は、平成14年4月22日に同社に入社したことが認められるものの、当該源泉徴収簿及び顧問税理士からの回答によると、申立人の給与は、同年4月から同年6月までは支給記録が無く、同年7月から支給記録が確認できる。

また、雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の平成14年7月1日であることが確認できる。

なお、C社は、「平成14年4月から同年6月までの給与の支給実績が無かったことについては、関連資料が保管されておらず、その理由は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月1日から58年6月1日まで

私は、昭和56年10月にA社に入社した。同社は社会保険の適用があったため、私も入社時から、厚生年金保険の被保険者記録があると思っていた。しかし、私の厚生年金保険被保険者記録は、58年6月からとされている。申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主等の証言から判断して、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が保管している社員資料によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和58年6月1日と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、A社の事業主及び申立期間当時から社会保険関係事務を担当している事業主の妻は、「申立期間については、申立人が夫の被扶養者となっていたため、厚生年金保険の資格取得手続を行わず、給与からも厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、「A社には正社員として入社したので、入社と同時に夫の扶養家族から外れたと記憶している。」と主張しているが、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が夫の被扶養者でなくなった日は、申立期間後の昭和58年6月9日であったことが確認できる。

加えて、申立人が家計簿から拾い出して作成したとしているA社に係る給料手取り額の表によると、申立期間中の手取り額に比して、申立期間後の手取り額が減少していることが確認できるところ、当該減少額も資格取得後の標準報酬月額に基づく健康保険及び厚生年金保険料に見合う妥当な額であることか

ら、申立期間の給与からは、厚生年金保険料が控除されていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 22 日から 39 年 2 月 1 日まで
② 昭和 39 年 9 月 10 日から 41 年 5 月 7 日まで

私は、A社を退職した時に同社及びB社に勤務していた期間に係る脱退手当金をもらったことになっているが、そのような記憶は無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、当該期間の2事業所名及びその所在地が記載されているほか、同裁定請求書及び脱退手当金裁定伺によれば、昭和41年7月2日にC社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同年8月2日に申立人の当時の住所地の近くの金融機関で受領できるよう国庫金が送金されたことが確認できる上、裁定請求書に記載された申立人の住所は、当時申立人が母及び兄と同居していたと述べる住所地（当時の本籍地）と一致していること、申立人や近親者しか知り得ないと考えられる、当時申立人が診療を受けていた病名が記載されていることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が記されているとともに、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、裁定請求書受付日から1か月後の昭和41年8月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。